

胎内市最低制限価格制度要綱（平成20年訓令第3号）新旧対照表

新	旧	備考
<p>（最低制限価格の設定方法）</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の90を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨てるものとする。）に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（最低制限価格の設定方法）</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の90を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨てるものとする。）に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>改める</p>